

日本食品微生物学会阪口基金規程

(名称)

第1条 日本食品微生物学会定款第3条第4号に基づき、本学会の目的を達成するための基金を置き、阪口基金と称する。阪口基金の運用を適正に行うため、規程を定める。

(運用)

第2条 阪口基金は、食品微生物学および本学会の発展に大きく寄与する学会会員の活動に対し、活動費の助成を行う。

(原資)

第3条 基金の原資として、本学会名誉会員阪口玄二氏の遺志に基づき御遺族より本学会に寄付された資金を充てる。

(対象)

第4条 阪口基金による助成対象に関する事項は別に定める。

(選考方法)

第5条 助成の選考は「阪口基金助成選考委員会」により行い、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、理事会に付議し承認を経て決定する。選考方法は別途定める。

(決定通知)

第6条 理事長は、別に定める様式等をもって申請者に決定された内容を連絡し、助成に関する事務を実行するとともに、事業完了後に収支等の報告者の提出を要請する。

(広報の義務)

第7条 助成事業を実施するものは、阪口基金からの助成を受けた事業であることを参加者等に積極的に広報しなければならない。

(報告)

第8条 第6条 理事長は、阪口基金の運用状況について、理事会、評議員会および会務総会において報告しなければならない。

(改正)

第9条 本規程は、理事会および評議員会の議を経て改正することができる。

附則

本規程は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。
令和 5 年 9 月 21 日に一部改定された。